

高齢者講習の概要（平成29年3月12日施行）

～ 法改正の目的 ～

75歳以上の高齢運転者による事故情勢が厳しくなっていることから、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）の低下のおそれがある高齢者にタイムリーに医師の診断や安全運転支援（指導）を行えるようにするため。

～ 改正法の要点 ～

- ◆ 「臨時認知機能検査」と「臨時高齢者講習」の新設
- ◆ 「臨時適性検査制度」の見直し

～ 手数料の改定 ～

- ◆ 講習手数料については、平成30年4月1日に改定

75歳未満

改正前

高齢者講習（3時間）

改正後

高齢者講習（2時間）5,100円

※合理化により高齢運転者の負担を軽減

75歳以上

改正内容

更新時（認知機能検査 750円）

第3分類

高齢者講習
（2時間）5,100円

第2分類

高齢者講習
（3時間）7,950円

第1分類

臨時適性検査又は診断書提出命令
（医師の診断書）

認知症ではない

認知症と診断

免許取消し又は停止

免許更新

一定の違反（信号無視等18項目）

臨時認知機能検査 750円

第3分類

第2分類

第1分類

前回の結果より低下していない場合

前回の結果より低下していない場合

認知症ではない

臨時適性検査又は診断書提出命令
（医師の診断書）

前回の結果より低下した場合

臨時高齢者講習
（2時間）
5,800円

認知症
と診断

免許取消し又は停止

免許継続

第1分類 記憶力・判断力が低くなっている方

第2分類 記憶力・判断力が少し低くなっている方

第3分類 記憶力・判断力に心配ない方

※講習手数料の額は小型特殊免許以外の場合